

中間まとめ案に対する提言

案は悪くありません。ただし大きな欠点があります。

11月28日に中教審(学校における働き方改革特別部会)で示された中間まとめ案について、私たちは概ね満足しています。しかし以下の2点については、強く強くもの申します。

① 部活について、「教員の本来業務ではない」と明記して下さい

案では「部活については学校の業務として位置づけられ、現状では、教師が担わざるを得ない状況である」とされました。この文言は、現場で悪用する管理職が出てくること必至です。意に反して部活の顧問が強制され、教員が部活指導に疲弊する現状は、ますます酷いものとなります。教員を苦しめることが「学校における働き方改革」の目的ではないはずです。

相原康伸委員から提案があった通り、「部活動指導が教員の本来業務でないことを明確にするとともに」を加筆して下さい。

② 今後、給特法について、専門家を交えた集中審議をして下さい

案では給特法についての踏み込みが全く不十分です。今後、給特法についても集中審議をし、場合によっては法律の専門家を多数交えた専門のワーキンググループを設置して下さい。

残業には労基法に定められた残業代を支払うこととし、それによって超勤に歯止めをかけるということが必要です。

私たち現場教員が当事者意識を持ち訴えていきましょう

現職審議会は中教審の皆さんに期待しています。現職教員の訴えに耳を傾けてください

ウェブサイト <https://gensyokushin.jimdo.com/>

お問い合わせ gensyokushin@gmail.com